

議案第52号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月6日提出

日野町長 埴田 淳一

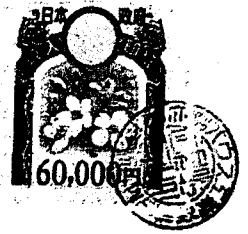
記

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名 | 日野町世帯向け住宅建設事業 |
| 2 契約の目的 | 日野町世帯向け住宅建設に係る設計、施工業務 |
| 3 事業場所 | 鳥取県日野郡日野町野田245番3他 |
| 4 契約方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| 5 契約金額 | 一金 181,830,000円 |
| 6 契約の相手方 | 広島県広島市西区草津新町二丁目21番69-11号
大和ハウス工業株式会社中国支社
支社長 岩淵 義徳 |

事業概要

- 1 事業名 日野町世帯向け住宅建設事業
- 2 事業場所 鳥取県日野郡日野町野田245番3他
- 3 契約期間 日野町議会の議決の日の翌日（ただし、土日祝日の場合はその翌日）から令和8年3月25日まで
- 4 契約方法 公募型プロポーザル方式
- 5 参加事業者 2社
- 6 契約者 広島県広島市西区草津新町二丁目21番69-11号
大和ハウス工業株式会社中国支社 支社長 岩淵 義徳
- 7 契約金額 181,830,000円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 16,530,000円)
- 8 概要 (1) 住宅 4戸（木造2階建3LDK）
延床面積 101.85㎡、102.68㎡
【主な仕様】
耐震等級3級、断熱等性能等級5級、オール電化
太陽光パネル約4.0kw
(2) 敷地造成 一式
(3) 周辺設備 一式
エントランス工事、外周工事、階段・アプローチ工事
駐車場工事、植栽工事等
(4) コミュニティスペース（公園）整備 一式

日野町世帯向け住宅建設事業請負仮契約書



- 1 名 称 日野町世帯向け住宅建設事業
- 2 目 的 日野町世帯向け住宅建設事業実施要領及び要求水準書に基づき、別表「物件目録」住宅等を完成させ、引渡しまでの業務を行うもの
- 3 事業場所 鳥取県日野郡日野町野田245番3他
- 4 契約期間 日野町議会の議決の日の翌日（ただし、土日祝日の場合はその翌日）から令和8年3月25日までとする。なお、工事期間は直手予定日を令和7年1月7日とし、完成日は引渡し日までとする。
- 5 請負代金 金181,830,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,530,000円)
- 6 契約保証金額 金18,183,000円

日野町世帯向け住宅建設事業（以下「本事業」という。）について、日野町（以下「発注者」という。）と大和ハウス工業株式会社中国支社（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの請負契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

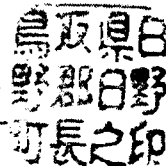
なお、本件は、契約締結につき、日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第21号）第2条により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、日野町議会の議決後通知をもって本契約に読み替える。

（特約条項）

この契約は、仮契約であり日野町議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

令和6年8月23日

発注者 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町長 塔田 淳 一



受注者 広島県広島市西区草津新町二丁目21番69-11号
大和ハウス工業株式会社中国支社
支社長 岩 淵 義 徳

